

# 自転車安全利用五則

2008.01.12 千葉県サイクリング協会

自転車がらみの交通事故も増加しており、特に歩道における事故はこの十年で 5 倍に急増しております。昨年の道路交通法改正（H20 年 6 月から施行）で自転車の通行ルールが見直しされ自転車の安全利用の促進が講じられることとなり、安全利用五則に要約され周知徹底が図られることとなりました。

今後、私たちは、通行ルール、マナーを習熟し、日常生活、サイクリング活動などにおいて模範的な行動を通じて、広報啓発に資することとしたい。

千葉県サイクリング協会は、今年も多彩な行事を予定しており、安全第一、元気に明るく楽しいサイクリングを目指します。（佐藤理事長「年頭の挨拶」&交通対策本部 H19.7.10 付けより転用）

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - a) 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - b) 夜間はライトを点灯
  - c) 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用